

新総合評価1月から運用

説明書に重要視部分明記

北陸地方整備局港湾空港部は、2008年1月以降から新たな総合評価方式を運用する。年度途中であるため、加算点の引き上げは実施しないが、簡易型の案件では、新技術の提案に対する加点措置のほか、入札説明書の記載方法を改善し、従来から設定している提案時の評価項目に加え、提案を求める背景などを追加する。標準型では、これまで着目点を入札説明書に必ず3つ設定していたが、設定が困難な場合は無理に設定せずに2つにする。着目点の重み付けに差がある場合は特に重要視する部分を事前に明記する。評価基準を明確にすることで、より内容の充実したレベルの高い技術提案を受け付け、工事品質のさらなる向上につなげる考えだ。

整備局港湾空港部

簡易型では当該工事の現実性の評価のうち、新技術普及促進の評価項目を改善する。現在は過去の契約後V Eの実績を評価した上で、最大4点の評価点を配点しているが、1月以降は沿岸技術民間技術評価制度の技術研究センター(C D T)の港湾関連民間技術評価制度の認定技術とN E T I S (新技術情報提供システム)の登録技術も評価の対象に加える。

改善後も同項目の加算点は最大4点で運用するため、契約後V Eの実績と新技術の提案に関する各配点はそれぞれ2点に設定する。N E T I S の登録技術は、事前審査や事後評価が完了している評価情報の技術で、登録番号の末尾の符号が「I V」の技術か、申請情報の技術のうち、詳細説明資料が整っている登録番号の末尾が「I A」の技術に加点する。港湾関連民間技術評価制度の技術は、1989年度以降の認定技術で、当該工事での活用が妥当な技術に加点する。N E T I S と港湾関連民間技術評価制度の技術と同時に提案した

場合でも加点は2点となる。契約後V Eの実績の期間は過去2カ年度が対象で、実績が2件以上ある場合は2点、1件の場合は1点を加点する。簡易型では入札説明書の記載方法を改善する。例えば、防波堤工事では、評価項目に「ケーソン各層の打継目における施工方法」といった簡単な記述をしているが、今後は背景なども明記する。具体的には「ケーソンの打継目は、構造物本体の耐久性に多大な影響を与えるため、適切に施工する必要がある」などのといった記述を加えるとともに、当該工事に適した提案を促す観点から、「上下層の一体化を向上させる方法」や「漏水・鉄筋の腐食やそれに伴うひび割れの発生防止方法」といった記述を追加する。また、資機材の規格、工程表の期間、ケー

ソンの製作場所など、技術提案の対象外となる部分での提案を避けるため、入札説明書に指定事項も明記する。標準型では、入札説明書の記載方法を改善することが困難な場合は2つが同等の場合は、重要度に関する記述はしないことになっている。ソンの製作場所など、技術提案の対象外となる部分での提案を避けるため、入札説明書に指定事項も明記する。標準型では、入札説明書の記載方法を改善することが困難な場合は2つが同等の場合は、重要度に関する記述はしないことになっている。ソンの製作場所など、技術提案の対象外となる部分での提案を避けるため、入札説明書に指定事項も明記する。標準型では、入札説明書の記載方法を改善することが困難な場合は2つが同等の場合は、重要度に関する記述はしないことになっている。